



# 「未納料金があります!?!」

## 架空請求

実在?する業者からメールが届いて…



- ❶ 企業名にまどわされず **連絡しない**
- ❷ 身に覚えのない請求は **無視する**
- ❸ 「返金される」と言われても、絶対に **支払わない**

今月の  
標語



埼玉県マスコット  
「さいたまっち」

請求メール  
本当かウソか  
見極めしる

困ったときは、お住まいの自治体の  
**消費生活相談窓口**  
にご相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口  
につながります!

い や や!  
**TEL 188**

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし188番)にお電話ください。